

# 「施設の老朽化点検・劣化(健全度)診断」 のために国等が作成している主な基準等

—参考2—

# 「点検基準等の整理表」について

## ◆整理表の注意事項◆

### 老朽化点検・劣化(健全度)診断について

維持管理計画(基準)や耐震基準などに老朽化点検・劣化診断などの基準が含まれる場合には、上位基準についても記載

### マニュアル作成者:国等とは

国土交通省(本省)、国土技術総合研究所などの研究機関、各分野所管の財団法人や協会など

### 「基準・マニュアルなどの名称等」欄

基準・マニュアルなどがある場合にはその名称を、作成していない場合は具体的にどのような点検・診断を実施しているか記載

### マニュアルを使用する管理者の記号の意味

◎	国(本省)が自ら管理する施設に対して適宜、適用するもの
○	地方自治法第245条の9に基づき法定受託事務の処理基準として発出されたもの
●	地方自治法第245条の4第1項に基づき、技術的助言等として発出されたもの
△	地方公共団体に対し、対象を特定して送付等がされたもので、○及び●以外のもの(公文、事務連絡などを含む)
▲	不特定多数の管理者に対し参考送付等されたもの(記者発表、HP等)
×	地方公共団体に参考送付等されていないもの
	対象施設なし

「施設の老朽化点検・劣化(健全度)診断」のために国等が作成している主な基準等

分野	施設	基準等の有無	基準・マニュアルなどの名称等	マニュアルを適用・利活用する管理者 (◎、○、●、△、▲、×、／)				点検手法		
				国	都道府県	政令市	市区町村	対象施設	主な点検内容	頻度・サイクル
道路	橋梁	○	橋梁定期点検要領(案)	◎	△	△	△	道路橋	・損傷状況の把握 ・対策区分の判定	初回:供用後2年以内 2回目以降:原則5年以内に1回
	トンネル	○	道路トンネル定期点検要領(案)	◎	▲	▲	▲	道路トンネル	・定期点検 ・定期点検結果の判定	初回:供用後2年以内 2回目以降: 定期点検の結果に応じ、2～5年に1回程度
	舗装	○	路面性状調査要領(案)	◎	▲	▲	▲	アスファルト舗装 セメントコンクリート舗装	・調査項目 ・測定方法 ・評価方法	概ね3年に1回
	その他	○	附属物(標識、照明施設等)の点検要領(案)	◎	▲	▲	▲	道路標識、道路照明施設(トンネル内照明を含む)、道路情報提供装置及び道路情報収集装置の支柱や取付部等	・点検項目及び方法(通常点検、初期点検、定期点検など) ・損傷度判定基準	通常点検:通常巡回時 初期点検:設置後又は仕様変更後概ね1年 定期点検:原則10年以内に1回など
※道路については、上表以外に以下の基準等を有する。 橋梁:道路橋に関する基礎データ収集要領(案)、橋梁における第三者被害予防措置要領(案)、コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)、塩害橋梁維持管理マニュアル(案)、道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)、PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)、鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領 トンネル、その他:電気通信施設点検基準(案)、道路管理施設等点検整備標準要領(案)										
治水	河川	河川管理施設	○ 河川砂防技術基準	◎	●	●	／	河川全般	—	—
			○ 堤防等河川管理施設及び河道の点検要領	◎	●	●	／	堤防、河川管理施設(堤防を除く)、河道	目視点検、定点観測、詳細点検	出水期前、台風期、出水後
			○ 樋門等構造物周辺堤防詳細点検要領	◎	●	●	／	樋門等構造物周辺の堤防	現地観察、一次診断、処置診断、個別調査、二次診断、処置診断	10年に1回以上
			○ ダム構造物管理基準(日本大ダム会議)	◎	▲	／	／	ダム全般	計測、点検及び精密調査	日、月、年
			○ ダム定期検査の手引き	◎	●	／	／	ダム全般	計測結果や目視による検査	概ね3年に1回以上
			○ 揚排水機場設備点検・整備指針(案)	◎	●	●	／	揚排水機場設備	目視点検、管理運転点検、年点検	施設毎に月点検等の頻度を適宜設定
			○ 河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)	◎	●	●	／	揚排水機場設備	目視点検、管理運転点検、年点検、整備、更新機能の良否判断	施設毎に月点検等の頻度を適宜設定
			○ ゲート点検・整備要領(案)	◎	●	●	／	河川用ゲート設備・ダム用ゲート設備	目視点検、管理運転点検、年点検	施設毎に月点検等の頻度を適宜設定

「施設の老朽化点検・劣化(健全度)診断」のために国等が作成している主な基準等

分野	施設	基準等の有無	基準・マニュアルなどの名称等	マニュアルを適用・利活用する管理者 (◎、○、●、△、▲、×、／)				点検手法		
				国	地方			対象施設	主な点検内容	頻度・サイクル
					都道府県	政令市	市区町村			
治水	河川 河川管理施設	○	河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)	◎	●	●	／	河川用ゲート設備・ダム用ゲート設備	目視点検、管理運転点検、年点検、整備、更新機能の良否判断	施設毎に月点検等の頻度を適宜設定
		○	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討要領	◎	●	／	／	ダム用ゲート設備	点検・整備・更新	施設毎に月点検等の頻度を適宜設定
		○	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	◎	▲	／	／	ダム用ゲート設備	目視点検、管理運転点検、年点検、整備、更新機能の良否判断	施設毎に月点検等の頻度を適宜設定
		○	電気通信施設点検基準(案)	◎	▲	▲	／	電気通信施設	・総合点検 ・個別点検 ・巡回点検	施設により、6カ月、12ヶ月
	砂防	砂防堰堤等	○	砂防設備の定期巡視点検に関する実施要領(案)	◎	△	／	／	砂防堰堤等	砂防設備本体及び堆砂地を含む周辺状況の目視点検
下水道	管路	○	下水道維持管理指針(日本下水道協会)	／	※	※	※	管渠、マンホール等	目視やTVカメラ等による、流下状況等の確認、異常箇所の発見	定期点検 臨時点検 (頻度は施設の重要度等による)
	ポンプ場 処理場	○	下水道維持管理指針(日本下水道協会)	／	※	※	※	ポンプ場施設、水処理施設、汚泥処理施設等	目視や測定機器等による、作動状況等の確認、異常箇所の発見	日常点検 定期点検 臨時点検 (頻度は施設の重要度等による)
※下水道については、事業主体が地方自治体等である。当指針については、日本下水道協会において、学識経験者、国交省、地方公共団体等が委員となった委員会を設置して策定し、地方自治体に対して下水道の維持管理についての標準的な考え方を示している。なお、下水道法に維持管理において参酌すべき基準を示している。										
港湾	港湾施設	○	港湾の施設の維持管理技術マニュアル及び港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き	◎	▲	▲	▲	港湾施設	・日常点検 日常の巡回時に施設の変状の有無、変状の程度を確認する ・一般定期点検診断 海面上の部材を対象とした目視・簡易計測を主体とする方法により実施する ・詳細定期点検診断 一般定期点検では実施困難な部分を含めて高度な方法により実施する	・日常点検 1回/1日~1週間 ・一般定期点検診断 1回/1~2年 ・調査委定期点検診断 1回/5~10年

「施設の老朽化点検・劣化(健全度)診断」のために国等が作成している主な基準等

分野	施設	基準等の有無	基準・マニュアルなどの名称等	マニュアルを適用・利活用する管理者 (◎、○、●、△、▲、×、／)				点検手法		
				国	地方			対象施設	主な点検内容	頻度・サイクル
					都道府県	政令市	市区町村			
公営住宅	公営住宅	○	公営住宅等長寿命化計画策定指針	△	△	△	公営住宅及び附属施設	社会的特性、物理的特性及び周辺地域のまちづくりの観点等総合的な検討に係る判定	5年ごと(最低)	
		※一般の点検等は、各事業主体が策定した計画に基づき実施。一定規模以上の住棟については、建築基準法に基づき、敷地、構造、建築設備(給排水等)、昇降機について損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検が義務付けられ、方法等は告示等で明示。その他、消防法等に基づく検査等を実施。また、最適改善手法評価実施基準を策定。								
公園	都市公園等	○	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改定版)(H20.8国交省)	◎	●	●	●	遊戯施設のうち、主として子どもの利用に供することを目的として、本体の一部が設置面に固定されているもの。	1 初期点検 2 日常点検 3 定期点検 4 精密点検	1 供用後、公園管理者、製造・施工者が設置直後に行う。 2 公園管理者が日常業務の中で行う。 3 公園管理者が必要に応じて専門技術者と協力して、年1回以上の頻度で行う日常点検より詳細な点検。 4 公園管理者から委託された専門技術者が詳細に行う
		○	公園施設長寿命化計画策定指針(案) 公園施設長寿命化計画策定指針(案) 健全度調査・判定事例集	◎	●	●	●	公園施設のうち、建物又は工作物(附属設備や舗装等を含む。)	計画策定のための健全度調査	5年に1回(遊具や法令などの規定による点検は年1回)
海岸	海岸堤防等	○	ライフサイクルマネジメントのための海岸保全施設維持管理マニュアル(案)	◎	△	△	△	コンクリート構造の堤防・護岸等	ひび割れ、剥離・剥落・欠損等の点検	1回/1~3年
空港	空港	○	空港土木施設管理規程	◎	△	△	△	空港基本施設(滑走路・エプロン等)	巡回点検(1)(徒歩目視) 巡回点検(2)(車目視) 定期点検(縦横断)測量 路面性状調査(舗装補修指数算出) 滑走路面滑り摩擦係数測定	3回/年(最低) 9回/年(最低) 1回/3年 1回/3年 1回/年
		○	航空保安業務処理規程	◎	×	／	／	無線関係施設	定期保守 緊急保守	無線関係施設により、毎日、1週、1~1.5ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月など
		○	航空灯火電気施設保守要領	◎	△	△	△	航空灯火電気施設	・汚損、異常、損傷発見 ・機能の良否判定	設備、機器により、日常、週例、月例、年例点検など
航路標識	航路標識	○	航路標識等保守要領	◎	／	／	／	全ての国管理の航路標識等	目視、打診、測定等による点検	施設の規模・種類毎に、点検頻度を設定

「施設の老朽化点検・劣化(健全度)診断」のために国等が作成している主な基準等

分野	施設	基準等の有無	基準・マニュアルなどの名称等	マニュアルを適用・利活用する管理者 (◎、○、●、△、▲、×、/)				点検手法		
				国	地方			対象施設	主な点検内容	頻度・サイクル
					都道府県	政令市	市区町村			
官庁施設	官庁施設	○	官庁建物実態調査実施要領	◎	/	/	/	官公庁施設の建設等に関する法律に基づき整備される合同庁舎、税務署等	目視点検等	各施設毎に5年に1度
※建築物の敷地、構造及び建築設備の劣化状況の点検・確認、消防用設備の点検等については、法令により義務づけられている。										
鉄道	トンネル 橋りょう 高架橋 土構	○	維持管理標準※ ※鉄道の技術基準については、求められる性能のみが省令で規定されているため、国は維持管理等に関して、省令等の内容を具体化、数値化した標準的な解釈(「維持管理標準」)を示しており、これを参考に、各鉄道事業者が省令の実施に関する基準を定めている。	/	/	/	/	鉄道施設(トンネル・コンクリート構造物、鋼・合成構造物、土構造物)	目視→詳細点検	2年